

沼津市重度障害者タクシー利用券について

1. 対象者

市内に住み、市の住民基本台帳に登録がある人で下記の手帳を所持している方

- 身体障害者手帳 1・2級
- 療育手帳 A判定
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

※対象外となる方

- 自動車税または軽自動車税の免除を受けている方（当該年度分）
- 施設に入所している方（障害者支援施設、養護・特養・軽費老人ホーム等）
- 入院している方
- 移動（外出）支援事業（車両支援型）を利用している方
- 重度要介護者通院支援サービスを受けている方

タクシー券交付後に対象外となった場合は、残りのタクシー券を障がい福祉課へ返却してください。

2. 申請方法

- タクシー券は毎年4月1日以降に障がい福祉課、または各市民窓口事務所で交付します。

※市民窓口事務所では、4月第2もしくは第3週目から交付開始となります。

- 交付を希望される方は、申請時に障害者手帳を必ず持参してください。**

（代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要です。）

窓口で申請書にご記入いただき、障害者手帳に交付スタンプを押した後、タクシー券をお渡しします。

3. タクシー券の詳細

- 1名につき、毎年度1冊（24枚）交付することができます。

※年度途中から交付対象となった方への交付枚数は下記のとおりです。

4・5月：24枚、 6・7月：20枚、 8・9月：16枚
10・11月：12枚、 12・1月：8枚、 2・3月：4枚

※紛失等による同年度内の再交付はできません。

- 有効期間は、交付年度の4月1日から3月31日までです。

- 1枚につき普通車初乗運賃額を補助します。

※大型車・特定大型車初乗運賃額を適用しているタクシーの場合は不足額が発生します。不足額については自己負担となります。

- 1回の乗車につき、最大**4枚**まで使用できます。ただし、**利用料金全額をタクシー券のみで支払うことはできません。**（裏面の5をご確認ください。）

- 本人以外は使用できません。

- 利用できるタクシー事業者は、利用券冊子の最終ページに記載されています。

4. 使用方法

- 事前に、各タクシー券の氏名記入欄に記名をお願いします。
- タクシーの乗降時に障害者手帳を提示し、必要な枚数のタクシー券を乗務員に渡してください。
- 利用料金からタクシー券で割引される金額を引いた額を支払ってください。
※障害者手帳をタクシー運転手に提示することで、タクシー利用料金が1割引になる制度があり、**タクシー券は本制度と併用することができます。**

5. 使用枚数

1回の乗車につき、最大4枚までタクシー券を使用できます。ただし、利用料金全額をタクシー券のみで支払う使い方はできないため、下記の例を参考に使用してください。

※利用料金を「タクシー券」＋「現金等」で支払うように使用してください。

- (例1) 利用料金900円、普通車初乗運賃額660円の場合
→「タクシー券1枚(660円)」＋「現金240円」
- (例2) 利用料金1,390円、普通車初乗運賃額660円の場合
→「タクシー券2枚(1,320円)」＋「現金70円」
- (例3) 利用料金2,100円、普通車初乗運賃額660円の場合
→「タクシー券3枚(1,980円)」＋「現金120円」
- (例4) 利用料金2,230円、大型車初乗運賃額700円の場合
→タクシー券は普通車初乗運賃額の660円分として適用されます。
「タクシー券3枚(1,980円)」＋「現金250円」

※記載されている有効期間を過ぎたタクシー券につきましては使用できませんので、ご注意ください。